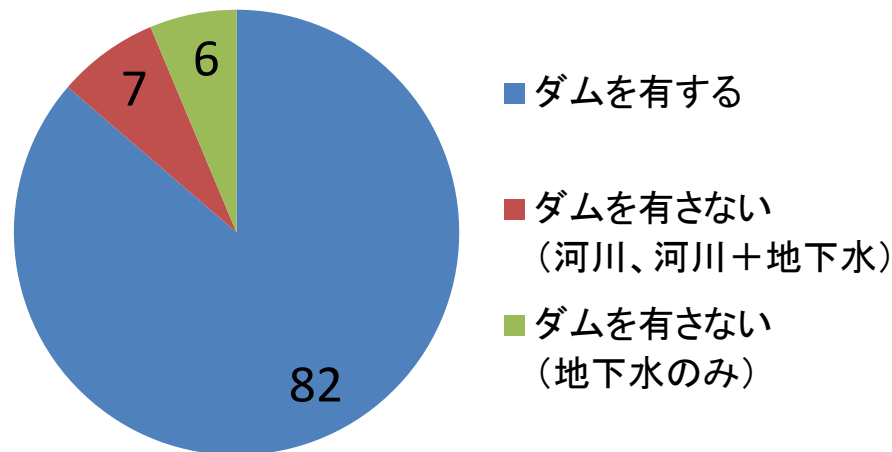


事業実施主体	事業実施主体数	事業数
都道府県	22	42
一部事務組合	48	48
市町村	5	5
合計	75	95

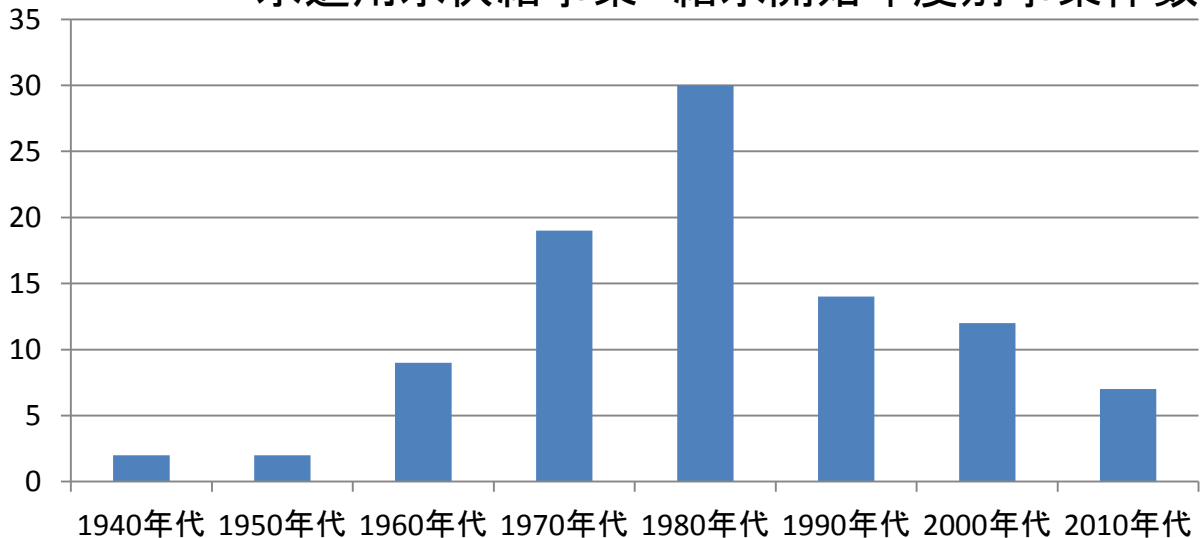
○水道用水供給事業の水源別事業数



※H25年度 水道統計(日本水道協会)

(事業体数)

水道用水供給事業 給水開始年度別事業体数



1940年代 1950年代 1960年代 1970年代 1980年代 1990年代 2000年代 2010年代
(昭和15年～昭和25年～昭和35年～昭和45年～昭和55年～平成2年～平成12年～平成22年～)

※H25年度 水道統計(日本水道協会)

○ 近年給水を開始した事業の事業創設理由

- ・ダムに水源を確保して水道事業に浄水を供給する
- ・事業統合
- ・水道事業が他市事業へ送水する為
- ・事業の実施主体の変更

過去答申等における水道用水供給事業に関する記載

水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申(昭和48年10月30日生活環境審議会会長進藤武左エ門から厚生大臣斎藤邦吉あて)[抜粋]

水道の性格、なかんづく、水量、水質管理上からは、水源から給水せんまで一貫して管理することが理想である。その点において、水道用水供給事業は、料金格差の解消や給水機能上の合理性からみて十分でない面がある。しかしながら、緊急かつ広域的に水供給を行う態勢を整えるために、当面、水道用水供給事業という形態も積極的に評価し、大規模な施設整備をはかっていくのが適当であろう。

高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について(答申)(昭和59年3月26日生活環境審議会会長鈴木武夫から厚生大臣渡辺恒三あて)[抜粋]

いわゆる広域水道の整備が着実に推進されているが、水需要動向や経営状況の異なる市町村間において事業の統合等についてのコンセンサスを得ることが困難な事情から、広域化は、主として水道用水供給事業という形態で実施されており、末端給水を行う水道事業の経営基盤の強化、維持管理水準の向上、料金の平等化等に結びつくには至っていない面もある。

21世紀における水道及び水道行政のあり方(平成11年6月水道基本問題検討会)[抜粋]

水道の広域的整備は、近年では、主として水道用水供給事業という形態で行われてきており、この形態による水道の広域的整備は、経営基盤の強化を図りつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に大きな役割を果たしてきている。今後も引き続き、水道の広域的整備を図る必要があるが、経営基盤の一層の強化を図る観点からは、地域の実情を踏まえ、できるだけ末端給水までの水道事業の形態で広域的整備を推進することが適切と考えられる。

[検討事項] 水道用水供給事業と受水水道事業の統合の推進

水道事業基盤強化方策検討会で示された基本的な方向性

水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、既に管路が連結していることや、水源から給水栓までの一元管理が実現し、水質管理が行き届きやすいといった利点があることから、積極的に推進すべき。

論点1

水供給を行う態勢が整った中で、地域の実情を踏まえ、これからの水道用水供給事業の在り方をどう考えるか。

論点2

できるだけ末端給水までの水道事業の形態で広域的整備を推進することが適切と考えられるが、地域の実情を踏まえ、水道用水供給事業と受水水道事業の垂直統合を進めるにあたり、どのように推進すべきか。

対応案1

都道府県が水道用水供給事業と受水水道事業の効果的な統合の組合せを示し、その統合を積極的に推進する。

【メリット】

市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県の先導により、広域的な観点も踏まえた統合が期待できる。

【デメリット】

都道府県が統合事業体の組み合わせを示すため、各事業体の実情に応じた事業形態を排除することにならないか。

対応案2

水道用水供給事業と受水水道事業の自主的な統合が進むよう都道府県が協議の場を設ける。

【メリット】

地域の実情に応じた統合が期待できる。

【デメリット】

当事者同士の自主的な統合で統合の推進が期待できるのか。

留意点

- ・水道事業のあり方は水道事業者が議会の議決を経て、各地域の実情を踏まえて設定するものであることに留意すること。
- ・地方分権や都道府県の補完性の原則の観点から、都道府県と市町村の役割を考える必要があること。